

【市民投票について】

I 市民投票とは

市政運営上の重要事項について、必要に応じて、直接、住民の意思を確認する制度で、地方自治の基本である間接民主主義を補完するもので、市政への参画を促進していくもの。

II 市民投票の種類

1. 憲法に基づくもの

- (1) 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法の制定に係る住民投票(憲法第95条)
- (2) 憲法改正の承認に係る国民投票(憲法96条)

2. 法律に基づくもの

- (1) 地方自治法に基づく住民投票
 - ① 議会の解散請求
 - ② 議員・長の解職請求
- (2) 市町村合併特例法に基づく住民投票
- (3) 大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく住民投票

3. 条例に基づくもの

(1) 個別型

- ・ 市民の意思の確認の必要性が生じた場合、直接請求や市長・議員の提案により、案件ごとに議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施するもの。

① 住民による直接請求(地方自治法第74条)

議会の議員及び選挙権を有する者は、有権者50分の1以上の連署をもって、長に対し条例の制定又は改廃を請求することができる。

② 議員提案(地方自治法第112条)

議員は、議会の議決すべき事件について、議案を提出することができる。ただし、議案提出には、議員定数の12分の1以上の者の賛成が必要。

③ 市長提案(地方自治法第149条)

議会の議決を経べき事件につきその議案を提出することができる。

(2) 常設型

- ・ あらかじめ投票の対象となる事項や発議などを定めた条例が常設され、要件を満たしたとき、投票が実施できるもの。
- ・ 生駒市では常設型の市民投票条例を平成26年6月公布、平成29年4月施行。
- ・ 全国では59自治体で制定済(平成26年4月現在)。
- ・ 常設型条例による実施事例は4例。

① 山口県岩国市(H18.3.12 実施:市長発議。条例は H18.3.20 市町村合併により失効)

【案件】米空母艦載機の岩国基地への移駐問題

【結果】投票率 58.68%で、受入反対が有効投票数の 89%を占めた。

②広島県山陽小野田市(H25.4.7 実施：市民発議)

【案件】市議会定数を 24 から 20 以下に削減

【結果】投票率が 50%に達しなかったため (45.53%)、開票せず。(不成立)

③愛知県高浜市(H28.11.20：市民発議)

【案件】中央公民館の取り壊しの賛否

【結果】投票率が 50%に達しなかったため(36.66%)、開票せず。(不成立)

④石川県輪島市(H29.2.19：市民発議)

【案件】産廃最終処分場建設について賛否

【結果】投票率が 50%に達しなかったため(42.02%)、開票せず (不成立)

Ⅲ 生駒市市民投票条例の概要

■ 制定までの経緯

- ・自治基本条例第 4 4 条、4 5 条に市民投票条例の規定あり。
- ・前市長がマニフェストに常設型市民投票条例制定を掲げたことから、平成 2 2 年 2 月から平成 2 4 年 1 月までの間、延べ 1 3 回にわたり市民自治推進会議（当時）で条例案を検討。同時に庁内関係各課によるプロジェクトチーム設置。
- ・検討内容は、投票の対象事項・投票資格者の範囲・投票の形式・成立要件・投票結果の取り扱いなどを検討。
- ・平成 2 2 年 1 1 月にパブリックコメント実施。意見総数 1, 6 4 1 件。
- ・平成 2 4 年 1 月に市長に条例案を提出。
- ・平成 2 6 年 6 月議会にて条例案可決、平成 2 9 年 4 月施行。

■ 対象となる事項（市政にかかわる重要事項）

現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項で、市民に直接その賛否の意思を問う必要があると認められるもの。

<対象となる事項例>

「市の存立の基礎的条件に関する事項」

「市民全体に重大な影響を及ぼすおそれのある事項」

「市民の間又は市民、市議会若しくは市長の間で大きな意見の隔たりがある状況において、市民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があるもの。」

※下記に掲げる事項は除く。

- ・市の機関の権限に属さない事項(市の意思として明確に表示しようとする場合を除く。)
- ・他法令に基づき投票を実施することができる事項
- ・市の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項並びに市長等の内部の事務処理に関する事項
- ・特定の個人又は団体の権利等を不当に侵害し、又はそれらへの不当な利益を供与するおそれのある事項
- ・専ら特定の地域に関係する事項
- ・その他市民投票を行うことが適当でないと認められる事項

■ 投票（市民請求）できる人

生駒市に住所を有する満18歳以上の人で、次のいずれかに該当する人

- ・日本国籍を有し、本市の住民基本台帳に引き続き3ヶ月以上記録されている人
- ・日本国籍を有しない人で、永住者又は特別永住者の資格を有し、本市の住民基本台帳に引き続き3ヶ月以上記録されている人
- ・日本国籍を有しない人で、入管法別表第1及び第2の在留資格（永住者を除く。）を有し、本市の住民基本台帳に引き続き5年を超えて記録されている人

■ 投票の請求等

1. 市民（投票資格者）の請求

- ・市民投票に付そうとする事項・その趣旨を記載した実施請求書を提出し、市民投票の対象に適合しているかどうか（市政にかかわる重要事項かどうか、二者択一で賛否を問う形式かどうか）の審査を受ける必要がある。
- ・あわせて、請求代表者証明書の交付の申請をする必要がある。
- ・審査の結果、市民投票請求要件に適合している場合、投票資格者総数の1/6以上の署名を集めて、市長に実施の請求ができる。

2. 市議会の請求

- ・議決を経て、市長に実施の請求ができる。議案の提出には、議員定数の1/12以上の賛成が必要となる。

3. 市長の発議

- ・自ら発議することができる。

■ 投票の方法

- ・1人1票とし、賛成の場合は投票用紙の賛成の記載欄に○、反対の場合は反対の記載欄に○を自書し、投票を行います。
- ・通常の選挙と同様に期日前投票、不在者投票、点字投票、代理投票をすることができます。

■ 投票の成立要件

成立要件はなし。

■ 投票結果の取り扱い

事案について4分の1以上に達したときは、市民・議会・市長は結果を尊重するものとする。

<投票結果の考え方>

- ・憲法や法律に基づく投票
→ 投票結果に法的拘束力が生じる（拘束型）。
- ・条例に基づく投票
→ 法的拘束力は認めらず、投票結果を受け市議会や長による判断（諮問型）。



※法律により与えられた議会や市長の権限を制約する制度は、「法律の範囲内で条例を制定することができる」とする憲法94条に違反する可能性があります。